平成２２年（フ）第３００号
徳島市新浜本町１丁目１番45号―604号、住民票上の住所徳島市津田西町２丁目１番41号
債務者　森　　保
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０１号
徳島市新浜本町１丁目１番45号―604号、住民票上の住所徳島市津田西町２丁目１番41号
債務者　森　　博子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０９号
徳島市北矢三町２丁目８番27号
債務者　髙尾　謙一
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１８号
徳島県徳島市名東町１丁目166番地の１
債務者　吉永　美穂
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１９号
徳島県板野郡北島町北村字水神原85番地12
債務者　伊音　正人
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２０号
徳島県板野郡北島町北村字水神原85番地12
債務者　伊音　美幸
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７号
兵庫県揖保郡太子町沖代244番地５
債務者　松岡　秀明
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第８３号
兵庫県朝来市山東町矢名瀬町413番地
債務者　岡村　節子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
兵庫県豊岡市下鉢山６番地の11
債務者　田中　健悟
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
徳島市名東町１丁目102番地の３
債務者　井原　明美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８号
奈良県五條市田園２丁目20番地の15
債務者　柳原英昇こと　柳　　英昇
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第４０号
奈良県吉野郡下市町大字新住８番地の１
債務者　南　　陽代
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第３号
長崎県対馬市厳原町国分1446番地、前住所長崎県対馬市厳原町東里103番地５、前々住所長崎県対馬市美津島町小船越43番地
債務者　井手　敏男
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第１８７６号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字土坪3741番地　スペリア千音寺502号
債務者　桐生恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８８８号
名古屋市昭和区川名本町２丁目31番地　シティＴＫ301号
債務者　田中　克彦
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３６号
神戸市灘区高羽町３丁目９番22号
債務者　大山岩男こと　姜　　岩男
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５号
広島県福山市芦田町大字福田2784番地14
債務者　今村　和則
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第６０号
長崎県雲仙市南串山町乙２番地
債務者　草野ハマ子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係